

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
①前田道路(株)	東京都品川区大崎1-11-3	9-630480
②東亜道路工業(株)	東京都港区六本木7-3-7	9-630467
③日本道路(株)	東京都港区新橋1-6-5	9-630535

2 指名停止措置期間

- ①及び② 平成28年10月26日 ～ 平成29年4月25日 (6か月間)
- ③ 平成28年10月26日 ～ 平成29年1月25日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

1に掲げる者は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する県内の工事を含む東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、平成28年9月21日、公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として公表されたことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第4号(2)に該当する。なお、③の業者については、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要領第3条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4(2)業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。 第3条第3項 (指名停止の期間の特例) 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前項各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

茨城県常陸太田市金井町3690

電話 0294-72-3111